

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について

【濃厚接触者とは】

陽性者(無症状者を含む)の感染可能期間中*1 に以下の接触をした者

- 陽性者の同居者
- 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策*2 なしで、陽性者と15分以上の接触があった者(接触状況等から総合的に判断)
- 陽性者の唾やくしゃみ、それらが付着した物等に直接触れた可能性が高い者(※直後に手指消毒等をした場合を除く)

*1「感染可能期間」

- ー陽性者に症状がある場合:最初に症状が出た日の2日前から入院等の隔離開始まで
- ー陽性者に症状がない場合:陽性が判明した検査を受けた日の2日前から隔離開始まで

*2「必要な感染予防策」お互いにマスクを着用している状況(片方のみはNG)。陽性者がマスクをしていない場合、マスクとフェイスシールドを着用していればOK。ただし、換気の悪い狭い空間(窓を閉め切った車内、等)においては、お互いにマスクをしている場合でも濃厚接触者に該当。

【濃厚接触者へのお願い】(検査結果が「陰性」の場合の方も含みます。)

陽性者との最終接触日から14日間*3 は以下のことをお願いします。

- 不要不急の外出の自粛、公共交通機関の利用の差し控え、集会参加などの自粛
- 発熱(体温測定)、激しい咳や呼吸が苦しくなるなど等の健康状態について自己観察
- 出勤・登校登園・デイサービス/福祉施設等の利用については、職場・学校等・施設等と相談してください。ただし、人と接触する機会がある業務については控えてください。
- やむをえず外出する際は、マスクの着用と手指衛生などの感染予防策を必ず行ってください。

*3 陽性者と最後に接触した日を0日目とした14日間です。

陽性者が自宅療養中で、感染予防対策*4 を実施せず(できず)に同居家族と一緒に生活している場合は、陽性者の療養期間が終了した(就業制限が解除になった)日が最終接触日となります。感染予防対策*4 を実施している場合は、対策を開始した日が最終接触日となります。

*4 家庭内生活の注意事項は、リーフレット「ご家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省HP)」をご参照ください。

【健康観察期間中に症状が出た場合】

- 自宅等で待機し、相談センター等(裏面連絡先)にご連絡ください。
- 急激に体調が悪くなった場合は、迷わず救急車(119番)を呼んでください。その際に、濃厚接触者であることをお伝えください。